西東京市立保育園民間委託化の効果検証について

I 西東京市立保育園民間委託化の概要

1 民間委託の背景と基本的考え方

女性の社会進出により保育需要が増加したことや、社会生活・就業形態が 多様化したことにより、保育サービスの量とともに様々な形態の保育サービ スが求められるようなった。

こうした状況を踏まえ西東京市では、多様化する子育て支援・保育サービスに応えるとともに、保育サービスの活性化と行財政運営の効率化を進めるため平成14年の行財政改革大綱において、公立保育園の民間委託化について検討する方針を明らかにした。

また、平成15年4月からは公立保育園のリーダー層による「西東京市保育園のあり方検討委員会」(以下「あり方検討委員会」という。)を設置し、今後の公立保育園の役割を検討するとともに、公立保育園の民間委託化についても調査・研究を行い、民間委託化についての共通認識を深めた。

平成16年4月には西東京市公立保育園の民間委託等検討委員会を児童青少年部内に設け、民間委託化について具体的な検討を始めた。

こうした経緯を経て、平成 18 年度からの 10 年間に 7 園の市立保育園の民間 委託化を進めることとし、計画の第一歩としてまず老朽化したみどり保育園、 田無保育園の建て替えを行うとともに、この 2 園を民営化する方針を平成 16 年度に公表した。

2 民営化の目的

(1) 多様な子育て支援・保育ニーズへの対応

生後 57 日目からの産休明け保育や午後 8 時までの延長保育、あるいは とりわけ需要の多い一時保育など暮らしや働き方の変化にともない、市 民の多様化した保育ニーズに応えることが求められるようになってきた。 こうした市民の要望に対して柔軟に対応することができるよう、一部の 保育園の運営を民間事業者に委ねることとした。

(2) 財政負担の軽減と行政運営の効率化

公設公営保育園の運営を民間事業者に委ねることで、柔軟な保育園運営が可能になるとともに、保育園の運営にかかる経費の財政的負担を軽減することができる。特に本市の特徴として公設公営保育園が多くある

ことで、保育園を維持・運営していくために多額の費用を必要とすることから、保育園の民間委託化は避けて通ることができない課題であった。そのため、民間委託化を行うことで運営の効率化を図り、保育政策上課題となっている新たな保育サービスの需要に応えるとともに、待機児童解消を目的とした様々な対策を講じるための財源を確保することとした。

(3)地域の子育て家庭への支援

「あり方検討委員会」では、高まる保育需要への対応や今後の市の保育政策を考えるにあたり、これからの公立保育園の役割について公立保育園のリーダー層を中心に、子ども福祉審議会の学識経験者の意見なども参考にしながら検討を行った。その結果、市内を5つのブロックに分け、各ブロック内の既存保育園1園を地域の保育ニーズに対応するための基幹型保育園として位置づけ、そこに地域子育て支援センター(以下「センター」という。)を併設して専任のコーディネータ(保育士)2名を配置することとした。基幹型保育園は、子どもの育ちを支援する保育行政の要として、民間保育園や認可外保育施設などと連携してネットワークを作り、相談援助業務を行う地域の中核的役割を担うものとされた。また、センターは通常の保育業務から分離をし、地域の子育て家庭の支援だけを行う専門の部署と位置づけるとともに、センターを併設する基幹型保育園は公設公営を維持することとした。

3 「市立保育園民営化ガイドライン」の作成

民間委託化を行う場合、それまでの保育の継続性を維持し保育の質を確保するために、一定の基準やルールを策定する必要があることから、市では平成16年8月に保護者、公募市民、市職員、有識者による「西東京市保育サービス検討委員会」を設けた。この委員会では計8回に及び、保育園の民間委託に対しての様々な議論、民間委託となった保育園の視察などを行い、平成17年2月に「西東京市公立保育園の民間委託について」と題して市長あてに提言書を提出した。

市では「西東京市保育サービス検討委員会」の提言を民間委託の「ガイドライン」として位置付け、「ガイドライン」で定めたルールを基本としながら保護者との意見交換を行い、これまでの民間委託化を進めてきた。「ガイドライン」では、事業者や応募の条件、職員配置、引継ぎ、事業者の選定方法、運営協議会の設置等について具体的に定めている。

4 民間委託化された保育園について

平成 18 年4月のみどり保育園に始まり、平成 27 年4月の芝久保保育園ま

でこれまでに7園を民営化してきた。民営化の対象とした保育園の選定については、地域の子育て支援を行う基幹型保育園を除くとともに施設規模や立地環境などを考慮して、5つあるブロックの各ブロックから1園ないし2園とした。

■民営化実施園概要

園名	住所	委託開始年月	委託事業者	定員
みどり保育園	緑町 2-15-12	平成 18 年 4 月	社会福祉法人	115
田無保育園	緑町 1-2-26	平成 19 年 4 月	社会福祉法人	114
しもほうや保育園 下保谷 3-8-15		平成 21 年 4 月	社会福祉法人	114
そよかぜ保育園	ひばりが丘 3-1-25	平成 23 年 4 月	社会福祉法人	115
ひがしふしみ保育園	東伏見 2-11-11	平成 25 年 4 月	社会福祉法人	98
ほうやちょう保育園	ほうやちょう保育園 保谷町 3-13-1		社会福祉法人	102
芝久保保育園	芝久保町 1-14-32	平成 27 年 4 月	NPO 法人	102

[※]定員は委託開始時の弾力化を含んだ定員。

Ⅱ 公立保育園の民間委託化の効果

1 多様な子育て支援・保育ニーズへの対応

女性の就労率の高まりや多様な職業への進出、社会構造の変化などの要因により、都市部において保育の需要が増大しており、それに伴い発生している待機児童対策は、一自治体だけでは解決が困難なことから、国は平成27年度より就学前児童の教育・保育制度の大幅な改正に踏み切った。一方、保育の量の拡大だけではなく、社会環境の変化を受けて、多様な保育のニーズにも応えるため生後57日目からの受入や午後8時までの延長保育、地域の子育て支援として非常に需要の高い一時保育などに取り組む必要があり、市ではこうした柔軟な対応を可能にするため保育園の民営化を進めてきた。

① 午後8時までの延長保育

民営化した7園全園で午後8時までの延長保育を実施している。

(平成29年4月1日)

午後7時まで	6園(私立6園)
午後7時15分まで	8園(公設公営8園)
午後8時まで	21 園(公設公営2園、公設民営7園、私
	立 12 園)

② 産休明け(生後57日目)からの保育

民営化した7園全園で産休明けからの保育を実施している。

(平成29年4月1日)

産休明けから	24 園 (公設民営7園 私立17園)
生後3か月から	5園(公設公営5園)
生後4か月から	1園(私立1園)
1歳から	5園(公設公営5園)

③ 一時保育

民営化した7園のうち、芝久保保育園を除く6園で一時保育を実施している。芝久保保育園については、一時保育の専用スペースを確保することができなかったため実施していない。

(平成29年4月1日)

区別	園名・利用定員	一時保育開始時期	民営化年度
公営	西原保育園(10人)	平成 15 年 4 月	
民営	ほうやちょう保育園(6人)	平成 15 年 11 月	平成 26 年 4 月予定

民営	しもほうや保育園(6人)	平成 16 年 7 月	平成 21 年 4 月
民営	みどり保育園(6人)	平成 18 年 4 月	平成 18 年 4 月
民営	田無保育園(6人)	平成 19 年 4 月	平成 19 年 4 月
民営	そよかぜ保育園 (10人)	平成23年6月	平成 23 年 4 月
私立	アスクたなし保育園(6人)	平成 23 年 11 月	
民営	ひがしふしみ保育園(4人)	平成 25 年 11 月	平成 25 年 4 月
私立	田無ひまわり保育園(5人)	平成 28 年 1 月	

ガイドラインにおいて、新たな保育サービスとして実施することとされていた延長保育、産休明けからの保育については民営化した全園で実施出来ている。また、実施を検討することとされていた一時保育についても、1園を除き実施しており、多様な子育て支援・保育ニーズに対応するためのサービスの充実を図ることが出来ている。

2 保育の質の確保・向上

民間委託化を行うに当たっては、それまで公立保育園として行ってきた保育の質を維持し、さらに向上を図っていく必要がある。そのため、ガイドラインを作成し、引継ぎ 方法や確保の方策について一定のルールを定めたうえで民間委託を行ってきた。

委託後の各園の保育の質については、定期的に実施している福祉サービス第三者評価からある程度判断することができる。別紙1「公設民営保育園の第三者評価(利用者調査)結果」に記載のとおり、公設民営園の満足度の平均値は公設公営園の満足度を1.8pt上回っている。また、委託後に2回以上第三者評価を実施している園の評価の推移については、田無保育園及びそよかぜ保育園が2回目の調査で満足度が下がってはいるものの、公設公営園と同程度の満足度となっており、ひがしふしみ保育園は、1回目では公設公営園の水準を下回っていたが、2回目は同程度にまで回復している。

以上のことから、委託後も全体としては一定の保育の質の確保が出来ていると考えられる。また、一部の園は公設公営保育園の満足度を上回っており、さらなる保育の質の向上を図ることが出来ている。

3 財政効果

別紙2「公設民営園の財政効果」に記載のとおり、平成27年度決算ベースでは、公設民営園の運営費における一般財源負担額が子ども一人当たり1,346,000円であるのに対し、公設民営園では1,322,000円となっており、子ども一人当たり24,000円の財

政効果がある。しかしながら、公定価格の引き上げやキャリアアップ補助金制度の創設 等により、委託費は年々増加しており、効果は薄まってきているといえる。

一方で、私立保育園の場合は、国及び都からの補助があるため、子ども一人当たり 721,000 円となっており、民間移譲した場合は公設民営園よりも大きな財政効果が期待 できる。また、民間移譲した場合は、施設管理に係る費用の負担がなくなるため、その 分の費用の削減も期待できる。

4 職員数の削減効果

民間委託化した保育園に勤務していた職員は基本的に退職するわけではなく、定年退職等により欠員となった保育園に配置替えとなっている。平成20年代前半は団塊の世代の定年退職者やそれ以外の普通退職が多かったことや、ほうやちょう保育園の民間委託が遅れたことなどがあったため保育士が余剰状態になることはなく、逆に民間委託化園からの配置換えでも欠員分を補充できない年度があったほどであった。いずれにしても退職者の欠員分を補うための新規採用を最小限に抑えられることから、職員数は減少している。

年度	H18年	H19年	H20 年	H21年	H22 年	H23年	H24 年	H25 年	H26 年	H27年	削減数
人数	275	262	258	255	249	244	233	220	206	188	87

5 地域の子育て家庭への支援

西東京市立保育園民営化の概要で説明したとおり、保育サービスの活性化と行財政運営の効率化を図るため、市立保育園のリーダー層による「あり方検討委員会」を設け、今後の公立保育園の役割を模索した。その結果、市立保育園の公共性という視点に注目した場合、公の施設の役割として日常的に保育園を利用する機会のない子育て家庭に対して、保育園が蓄積している情報・知識・技術・人材を提供し、子育ての支援・援助をすることができるのではないかという結論に達した。こうしたサービスを提供するための具体的方策として、市内を5ブロックに区分けし、各ブロック内の保育園1園を基幹型保育園と位置づけ、併せて地域子育て支援センターを設置し、専任のコーディネーター(保育士)2人を配置して地域の子育て家庭への支援・援助に当たることとした。また、保育士だけでなく保育園に配置されている看護師や栄養士などの専門職も活用し、専門的なアドバイスや保護者の質問・要望等に応じる体制も整えた。

なお、地域子育で支援センターのコーディネーターには、センター設置時は民間委託 化した園の経験豊富な職員を配置し、それ以降は定期的に職員を入れ替えることで地域 の子育で支援を担うことが出来る人材の育成を行っている。 基幹型保育園設置の成果については、別紙3「基幹型保育園設置の成果について」の とおりである。